（宇宙開発戦略本部令の一部改正）

第九条　宇宙開発戦略本部令（平成二十年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「この政令に定めるもののほか、」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、七四八人」を「一三、七五七人」に、「一三、七三〇人」を「一三、七四〇人」に、「一三、七三一人」を「一三、七四一人」に改め、同表文部科学省の項中「二、二五二人」を「二、二四八人」に、「二、二〇三人」を「二、一九九人」に改め、同表経済産業省の項中「八、六〇八人」を「八、六〇五人」に改める。

附　則

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

府　令

○内閣府令第四十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年七月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「二十一人」を「二十三人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十四年七月十二日から施行する。

省　令

○総務省令第六十八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十一日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十項に次の二号を加える。

四十　金融商品取引法第百五十六条の六十七第一項の指定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

四十一　金融商品取引法第百五十六条の七十七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十四号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項（見出しを含む。）中「オゾン層保護企画官、」を削り、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第二十九条を削り、第二十八条の二を第二十九条とする。

第三十一条の見出し中「及び防衛産業企画官」を削り、同条第一項中「及び防衛産業企画官一人」を削り、同条第四項を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年七月十二日から施行する。

○経済産業省令第五十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「四、一九八人」を「四、一九四人」に改め、同表合計の項中「八、五二三人」を「八、五一九人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年七月十二日から施行する。

（経済産業省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　経済産業省定員規則の一部を改正する省令（平成二十四年経済産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表本省の項中「四、二七六人」を「四、二七三人」に改める。

○防衛省令第十号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十一日

防衛大臣　森本　敏

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表防衛省内部部局の項中「五六」を「五五」に、「一三五」を「一三四」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月十二日から施行する。